

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則

(平成10.12.1、14.4.1変更)

(昭和53.5.1実施)

(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)

第1条 業務規程第65条の規定に基づき、当取引所有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日取引に係る委託保証金の率の引上げ又は当該委託保証金の有価証券をもってする代用の制限
- (2) 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乘すべき率の引下げ
- (3) 信用取引による売付け又は買付けに係る委託保証金の有価証券をもってする代用の制限を行う場合において、当該委託保証金のうち有価証券をもって代用することができない部分の全部又は一部に相当する額の金銭の取引参加者による当取引所への預託
- (4) 信用取引による売付け若しくは買付け（取引参加者の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止
- (5) 発行日取引の総売付株数又は総買付株数の制限
- (6) 発行日取引につき、取引参加者が預託すべき売買証拠金（株式会社日本証券クリアリング機構の定める売買証拠金又は清算・決済規程第17条に定める売買証拠金をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項
 - a 売買証拠金の預託日時の繰上げ
 - b 売買証拠金の額の引上げ又は当該売買証拠金の有価証券をもってする代用の制限
 - c 発行日取引の総売付株数又は総買付株数の一定数量以上についての売買証拠金の累増
- (7) 顧客の委託に基づく売付有価証券又は買付代金の決済日前における預託の受入れ
- (8) 取引参加者の自己の計算による売付け又は買付け（取引一任契約に基づく売付け又は買付けを含む。）の制限又は禁止
- (9) 信用取引残高の日々公表

(平成15.1.14、15.4.1、16.2.2、16.6.30、21.11.9、令和2.6.10変更)

(特設注意市場銘柄等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)

第2条 当取引所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、原則としてその信用取引残高を日々公表するものとする。

- (1) 当該銘柄に関し、業務規程第29条に規定する注意喚起が行われた場合であって、当取引所が必要と認めるとき。
- (2) 有価証券上場規程第503条第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されたとき。

(平成21.11.9追加、26.5.31、令和4.4.4変更)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第3条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

(平成15.1.14追加、21.11.9第2条を第3条に繰上)

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年6月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年6月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

(変更)

[平成4.7.20、10.12.1、14.4.1、15.1.14、15.4.1、16.2.2、16.6.30、21.11.9、26.5.31、令和2.6.10、4.4.4]